

平成30年度答申第3号

平成30年10月10日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について
(答申)

平成29年9月25日付け松総行第144号をもって諮問のあった「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書一切。平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切。」に係る公文書の一部開示決定に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）について、実施機関が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成29年6月7日付け公文書開示請求書により、「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書一切。平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切。」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

松戸市長（行政経営課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、本件文書を「市長メールの対応について」及び「市長メールの処理について」と特定し、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定による一部開示決定（平成29年6月21日付け）をした。

審査請求人は、平成29年7月7日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、一般の方の氏名、住所のうち市区町村名よりも詳しいもの、メールアドレス、電話番号のうち市外局番や携帯番号の最初の3桁以外を除いて全て開示するとの決定を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 個人の氏名、住所、メールアドレス、電話番号等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であって、個人情報（条例第7条第2号）に該当し、非開示となる。
- (2) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）及び実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定する。

同時に、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（条例第3条第2項）と規定し、具体的には、条例第7条第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報と規定する。

本号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、「個人に関する情報」のうち、特定の個人を識別することが可能なものは、原則として非開示とする趣旨である。

そして「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有する全ての情報を意味する。

なお、条例の適用においては、個人情報のうち、死者に関する情報であっても当該個人情報を適正に管理すべき要請は、生存者に関する情報と異ならないこと及び個人情報の不適正な取扱いによっては死者及びその遺族の名誉等、個人の権利利益を傷つけることも考えられるため、個人の生存の有無に関わらず、死者の個人情報も保護の対象となる。

(2) 本件文書について

本件文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、公文書に該当する（条例第2条第2項）。

審査請求人は、文書の特定漏れを主張しているが、実施機関は、本件処分に係る文書が全てであることを主張している。

審査会としては、実施機関における他の文書の有無について、意見陳述をもとに審議したが、実施機関の主張が事実と反すること及び開示した文書以外に審査請求人の主張する文書が存在することについて確証を得ることはできなかった。

(3) 本件文書に係る個人情報について

以下、本件文書について、個人情報の該当性の有無を検討する。

条例は、個人情報の範囲には、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」のほか、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」（条例第7条第2号本文）ことを規定している。

市区町村名より詳しい情報、メールアドレス、電話番号のうち市外局番や携帯番号の最初の3桁に関する情報は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、いずれも個人情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(参考) 非開示とした文書の非開示理由

No.	対象公文書名	非開示部分	主な記載内容	非開示理由
1	市長メールの処理について 平成 29 年 2 月 6 日	発信者名	同左	特定の個人を識別する情報に当たるため。
2	メール詳細 2017.2.3	宛先、宛先名	同左	同上
3	市長メールの対応についての起案文書 平成 29 年 2 月 2 日	送信者名	同左	同上
4	メール詳細 2017.2.02	宛先、宛先名	同左	同上
5	市長メールの対応について 平成 29 年 2 月 2 日	送信者名	同左	同上
6	市長メール 平成 29 年 1 月 31 日	差出人名、メールアドレス、自宅住所、電話番号	同左	同上
7	メール詳細 2017.2.2	宛先の氏名、メールアドレス、自宅住所、電話番号	同左	同上

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年9月25日	諮問書の受理
平成29年9月27日	第1回審査会（諮問の報告）
平成30年2月21日	第2回審査会（審議・意見陳述）
平成30年4月12日	第3回審査会（審議・理由説明）
平成30年8月22日	第4回審査会（審議）
平成30年9月26日	第5回審査会（審議）